航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程の一部改正について

1. 背景

航空保安業務処理規程(昭和 42 年空総第 130 号)第5管制業務処理規程(以下「管制業務処理規程」という。)は、航空交通管理管制官及び航空管制官が航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 96 条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するに当たって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

今般、管制業務処理規程に関して以下の改正を行う。

2. 改正事項

○ 北日本広域ターミナルの運用開始に伴う改正

ターミナル空域統合計画に伴い、新たに日高進入管制区及び白神進入管制区が設定され、両進入管制区においてターミナル・レーダー管制業務が実施される。航空管制官が航空機をレーダー画面上で識別するため、航空機に対し4桁の数字からなる二次レーダーコードを指示するが、本二次レーダーコードのうち管制機関別に配分される特定コードについて、両進入管制区を担当する管制機関に割り当てる。また、北日本広域ターミナルの運用開始に伴い航空交通管制部の広域セクターで実施されている業務が不要となることから、広域セクターに関連する記述を削除する。

○「Basic-RNP(※) 1」の「RNP1」への表記変更に伴う改正

「RNAV航行の許可基準及び審査要領(平成19年6月7日付国空航第195号)」が国際民間航空機関(ICAO)の定めるPerformance-based navigation (PBN) マニュアルの記載に合わせて、「Basic-RNP 1」の表記が「RNP1」に変更された。これに伴い、表現の統一を図るため、管制業務処理規程について所要の改正を行う。

※ RNP: Required Navigation Performance: 航法性能要件

3. 今後のスケジュール

施行日:令和6年4月18日